

浮動株比率の算定方法

2018年7月23日版

株式会社 東京証券取引所

2018年7月23日発行

変更履歴

公表日	変更内容
2014/3/25	・問い合わせ先等を修正しました。
2018/7/23	・免責事項を修正しました。

(1) 概要

- ・ 浮動株比率 (FFW=Free Float Weight)は「浮動株 (市場で流通する可能性の高い株式) の分布状況に応じた比率」で、東証が銘柄別に算定し、指数の算出に使用するものである。浮動株の分布状況が異なる銘柄 X と銘柄 Y では浮動株比率の値は異なる。
- ・ 浮動株比率の算定は、「①有価証券報告書等の公表資料から固定株 (固定的所有と見られる株式) を推定、②固定株比率 (=固定株数÷指数用上場株式数) を算定、③「1-固定株比率」の数値から浮動株比率を求める」の手順で行われる。浮動株比率の刻みは 0.00001 で、最小値は 0.00000、最大値は 1.00000 である。
- ・ なお、浮動株比率については、直近決算期末の分布状況を反映するために、決算期に応じて年 1 回の「定期見直し」を実施するとともに、第三者割当増資等が生じ、浮動株の分布状況が著しく変化する場合には、東証の判断によって適宜「臨時見直し」を行うこととしている。

(2) 定期見直し

- ・ 定期見直しの実施時期は、次のとおり、算出対象の決算期によって異なる。

決算期	公表日	実施日
1月～3月	10月第5営業日	10月最終営業日
4月～6月	1月第5営業日	1月最終営業日
7月～9月	4月第5営業日	4月最終営業日
10月～12月	7月第5営業日	7月最終営業日

- ・ 定期見直しでは、原則として、有価証券報告書等の公表資料から算定した「1-固定株比率」の値を、次のテーブルのとおり、0.05 刻みで切り上げた値を浮動株比率として採用する。ただし、(4)項に該当する銘柄は、テーブルによる数値に一定の調整係数 (0.75) を乗じる。

定期見直し時のテーブル

1-固定株比率	～0.05	～0.10	～0.15	～0.20	～0.25	～0.30	～0.35	～0.40	～0.45
浮動株比率 (FFW)	0.05	0.10	0.15	0.20	0.25	0.30	0.35	0.40	0.45

～0.50	～0.55	～0.60	～0.65	～0.70	～0.75	～0.80	～0.85	～0.90	～0.95	～1.00
0.50	0.55	0.60	0.65	0.70	0.75	0.80	0.85	0.90	0.95	1.00

(3) 臨時見直し

- ・ 以下に該当する事例が生じ、浮動株の分布状況が著しく変化することが見込まれる場合には、東証の判断によって浮動株比率を適宜見直すことがある。

第三者割当増資、優先株転換・新株予約権行使、会社分割、合併・株式交換、公開買付、その他当取引所が適当と認める事例

(4) 時価総額に比べて流動性が低い銘柄への対応

- ・ 浮動株指数の導入目的であるインデックス運用による個別銘柄の価格形成における過度な需給の歪みを改善する対応の一環として、TOPIX コンポジットの算出対象のうち、過去の売買状況に照らし、時価総額に比べて流動性が低いとみられる銘柄については、有価証券報告書等の公表資料から算定した浮動株比率に一定の調整係数（0.75）を乗じた比率を、TOPIX 等の算出に反映する浮動株比率として使用する。（当面の間、全体の1割程度の銘柄数が対象となる。）
- ・ 調整係数を乗じる銘柄は、毎年定期的に見直しを行うこととし、具体的には、2月末時点の TOPIX コンポジットの算出対象の中から調整係数を乗じる銘柄を選定し、4月第5営業日に該当銘柄を公表、4月最終営業日に定期見直しを実施する。なお、市場第一部への新規上場（株式移転等を除く）、市場第一部指定及びマザーズ又は J A S D A Q から市場第一部への上場市場変更によって、3月1日以降、翌年2月末までの間に TOPIX コンポジットに追加された銘柄は、翌年4月の定期見直しまでの間は、調整係数を乗じる銘柄として扱うこととする。

（例）2009年2月に新規上場し、同年3月末に TOPIX コンポジットに追加された銘柄は、2010年4月の定期見直し実施日の前営業日までの間は、有価証券報告書等の公表資料から算定した浮動株比率に一定の調整係数（0.75）が乗じられる扱いとなる。2010年4月の定期見直しから、他の銘柄同様、調整係数を乗じるか否かの選定対象に加えられる。

(5) 固定株の認定

① 基礎資料

- ・ 有価証券報告書等の上場会社公表資料

② 固定株の認定

- ・ 以下に該当する持株は、原則として固定株として扱う。

大株主上位 10 位の保有株、自己株式等（相互保有株式（会社法 308 条 1 項により議決権の制限を受けている株式）を含む）、役員等の保有株、その他東証が適当とみなす事例（長期的又は固定的所有とみられる株式等）

- ・ただし、「大株主上位 10 位の保有株」であっても、東証が浮動株とみなすことが適当であると判断した場合にはこの限りではない。

(参考) 以下の事例は、東証が浮動株とみなす一例にすぎず、全ての事例を網羅するものではない。

事例	該当する大株主
原則として浮動株とみなすもの	証券金融会社、決済機関、DR 発行のために預託された株式の名義人
浮動株とみなす可能性のあるもの 以下のいずれかの条件を満たし、東証が浮動株とみなすことが適当であると判断した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券報告書に信託種類、保有目的等が明記されているもの ・ 不特定多数の保有株式を一元管理していることが明らかなもの ・ 顧客の信用取引のための保有であることが明らかなもの 	信託銀行、マスタートラスト、グローバル・カストディアン、保険会社、証券会社等

(6) その他

<免責>

東証は、株価指数の算出において、数値の誤謬、電子計算機の障害又は天災地変その他やむを得ない事由が発生した場合は、その算出を延期又は中止することがある。また、東証は、株価指数及び本資料に基づく算定がいかなる場合においても真正であることを保証するものではなく、株価指数の算出及び本資料に基づく算定において、数値に誤謬が発生しても、東証は一切その賠償の責めを負わない。

<問い合わせ先>

東京証券取引所 情報サービス部
 指数グループ
 E-mail : index@jpx.co.jp

以上